

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「金融円滑化法」といいます。)が平成25年3月末をもって期限が到来いたしました。群馬県信用組合では従来と変わらず、引き続き、全役職員をあげて、金融円滑化に取り組んでまいります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご融資条件の変更等のお申出に対してできる限り対応する等、従来と変わらない姿勢で真摯に対応してまいります。また、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関と十分に連携を図り、ご融資条件の変更等や円滑な資金供給によりお客様への支援を継続してまいります。
2. 当組合は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客様の問題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、その実行を支援してまいります。また、金融円滑化法の期限到来後も、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでまいります。
3. 当組合は、住宅ローンをご利用いただいているお客様からのご返済に関するご相談やご融資条件の変更等のお申出があった場合には、これまでと同様に、お客様が抱えている問題・課題を十分に把握したうえで、その解決に努めてまいります。
4. 当組合は、平成26年2月1日に施行された「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証への取組みにより金融円滑化を通じて中小企業の活力が一層引出され、日本経済活性化に資するとの観点から、ガイドラインに沿った取組みを行ってまいります。

### 【融資相談窓口のご案内】

1. 営業店のご相談窓口(土・日・祝日、12月31日～1月3日を除く)

受付時間	相談店舗
9:00～15:00	本店営業部、松井田支店・横川支店、安中支店、原市支店・磯部支店、板鼻支店、高崎支店、八幡支店・高崎西支店、下仁田支店・南牧支店・西牧支店、富岡支店、甘楽町支店、一の宮支店・南蛇井支店・妙義支店、高崎山名支店、高崎貝沢支店、吉井支店、榛名町支店

2. 本部のご相談、苦情等受付窓口(土・日・祝日、12月31日～1月3日を除く)

担当部署 営業推進部企業支援課

電話番号 0274-62-6171

受付時間 9:00～17:00

